

国立歴史民俗博物館危機管理規程

平成21年9月29日
歴博規 第75号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、博物館における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、博物館の職員等の安全確保を図るとともに、社会的な責務を果たすことを目的とする。

2 博物館の危機管理については、法令等、人間文化研究機構（以下「機構」という。）及び博物館の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 博物館の職員及び博物館において業務を行うことが認められている者をいう。
- (2) 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、職員等の生命若しくは身体又は博物館の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) センター等 研究推進センター、博物館資源センター、広報連携センター、日本歴史研究専攻、研究部及び管理部をいう。

(館長等の責務)

第3条 館長は、博物館における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副館長は、館長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 センター等の長は、当該センター等における危機管理の責任者であり、全館的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該センター等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 職員等は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

(館長の代理者)

第4条 館長が外国出張等により不在の場合及び館長に事故がある場合は、副館長(館内担当)が、前条第1項に規定する業務を代理する。

第2章 平常時における危機管理

(危機管理委員会)

第5条 博物館における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 緊急時における危機管理

(危機に関する通報等)

第6条 職員等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合は、警備センターに通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた警備センターは、直ちに財務課長に報告しなければならない。

3 総務課長は、財務課長から報告を受け、財務課長と連携して、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 館長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部は、原則として館長室に設置するものとし、館長室に置くことができない場合は、状況に応じてセンター等に設置するものとする。

3 対策本部の構成等は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、館長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 副本部長は、副館長(館内担当)、副館長(館外担当)及び管理部長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部長は、センター長及び日本歴史研究専攻長をもって充てる。

(4) 本部長には、必要に応じて課長等を加えることができる。

4 対策本部の事務は、総務課が主管し、管理部長が管理部から関係する者を指名し、参画させる。

5 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、館長があらかじめ定めるとともに、職員等に周知しておくものとする。

6 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(危機対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理に当たり、国立歴史民俗博物館執行部会議の審議を含め、博物館の館内規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に執行部会議等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第9条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 危機に係る職員等への情報提供に関すること。
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
- (6) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

第4章 雑則

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月29日から施行する。